

○ 財務省告示第 118 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 5 年 3 月 13 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 28 日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 18 回	300,000,000 円	101.49 円
〃	第 19 回	5,000,000,000 円	102.30 円
〃	第 21 回	100,000,000 円	103.39 円
〃	第 21 回	3,500,000,000 円	103.95 円
〃	第 23 回	100,000,000 円	102.84 円
〃	第 23 回	1,600,000,000 円	103.13 円
〃	第 24 回	1,000,000,000 円	103.00 円
〃	第 24 回	1,000,000,000 円	103.05 円
〃	第 24 回	1,000,000,000 円	103.10 円
〃	第 24 回	1,000,000,000 円	103.15 円
〃	第 24 回	1,000,000,000 円	103.20 円

〃	第 24 回	2,200,000,000 円	103.87 円
〃	第 25 回	1,000,000,000 円	108.79 円
〃	第 25 回	1,000,000,000 円	108.89 円
〃	第 26 回	200,000,000 円	102.39 円
合 計		20,000,000,000 円	